

# 学習指導要領の移行措置の主なポイント

## 1 移行措置の期間について

新しい学習指導要領の趣旨をできるだけ早く生かすよう、平成12年度から新学習指導要領が適用されるまでの間に移行措置を実施する。

## 2 移行措置の内容について

○新学習指導要領によって実施するもの

- ・ 道徳、特別活動
- ・ 授業の1単位時間の弾力化、個に応じた指導などの総則
- ・ 高等学校の学校設定教科・科目（総則）
- ・ 盲・聾・養護学校の自立活動及び高等部の訪問教育（総則）

○全部又は一部を新学習指導要領によって実施するもの

- ・ 小・中学校の国語、生活、音楽、図画工作・美術、家庭・技術家庭、体育・保健体育
- ・ 高等学校の保健体育、芸術、体育、音楽、美術

○現行学習指導要領の下で必要な事項を省略等しつつ実施するもの

（新学習指導要領において上学年に移行した事項や削除した事項について、学習の重複を避けることなどから、移行期間中からその事項を削除するなど。）

- ・ 小・中学校の社会、算数・数学、理科、外国語

○総合的な学習の時間を加えて教育課程を編成できること。

## 3 移行期間中の授業時数等について

- (1) 小・中学校の年間総授業時数は現行どおりとしつつ、現行学習指導要領の特例等を考慮して各教科の授業時数について弾力的に運用することができること。
- (2) 高等学校の各教科・科目の単位数は現行どおりとしつつ、卒業に必要な総修得単位数については平成14年度から74単位以上（現行80単位以上）とすること。